

ASJ総合保障

自閉スペクトラム症のための総合保障のご案内

自閉スペクトラム症の人たちやご家族の多くが、日ごろ心配に思っている入院や他人への損害賠償などの不安を少しでも軽くするための保険です。

HAPPY WITH AUTISM
いろとりどりにおだやかに。



■ 病気とケガでの入院に備えて

入院保障

※入院2日目から給付

- 付添介護費用保険金
- 入院臨時費用保険金
- 差額ベッド費用保険金
- 入院諸費用保険金

死亡弔慰金

- 死亡が確認された場合5万円

自閉スペクトラム症のための保険事業
一般社団法人 日本自閉症協会
<http://www.autism.or.jp/>



■ ケガをした時や他人への賠償責任を負った時と弁護士等を利用された時に備えて(普通傷害保険)

弁護士等を利用した際の費用

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 損害賠償請求費用 | 1事故あたり200万円限度 |
| 2. 法律相談費用 | 1事故あたり5万円限度 (1回1万円限度) |
| 3. 弁護士接見費用 | 1事故あたり1万円限度 |

傷害保険

- 入院保険金
- 通院保険金
- 手術保険金
- 死亡保険金・後遺傷害保険金

他人への損害賠償金

- 個人賠償責任補償 (本人のみ)

施設の財物に損害を与えたときの費用

- 施設等管理下財物復旧費用

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



1 入院保障金

本人が、病気やケガ・検査により、入院を開始した2日目から保障します。てんかん性の発作によるケガ入院、既往症による入院も対象となります。

1 付添介護費用保険金 家族・介護人等により付添介護を受けた日

1日につき **8,000円**



(保障期間中30日限度、但し(2)(4)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

2 差額ベッド費用保険金 差額ベッド代が生じた日

1日につき **5,000円**までの実費



(保障期間中30日限度、但し(1)(4)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

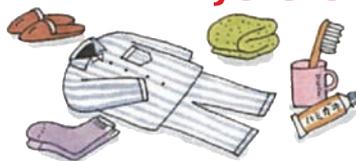
3 入院臨時費用保険金

1入院につき **5,000円**



4 入院諸費用保険金

入院1日につき **1,000円**



(保障期間中30日限度、但し(1)(2)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

- ※(1)(2)(4)は、入院開始2日目から30日間を保障対象として、保障期間中最長30日までお支払いします。但し(1)(2)(3)(4)いずれも、(1)(2)(4)のいずれかの保険金をお支払いする対象の日数が30日に達するまでの入院をお支払いの対象とします。
- ※(1)は、必要と認められた1日6時間以上の付添を対​​象とします。
- ※(3)は、1入院に対して1回お支払いします。
- ※(1)付添介護と(2)差額ベッド費用負担がなかったときは(3)(4)のみのお支払いとなります。
- ※当保険に新規加入した場合(途中加入も含まれます)、加入日より3ヶ月を経過した日の翌日以降に開始した入院から保障対象となります。

2 死亡弔慰金

被保険者が死亡されたときに被保険者の法定相続人にお支払いします。

5 死亡が確認された場合 **5万円**

●別紙の「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえお申込ください。

〈お問い合わせ〉 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月～金(祝日除く)10:00～16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email: asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>

AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

1 本人の傷害(ケガ)の補償

死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金

本人が急激かつ偶然な外来の事故により国内及び国外でケガをした場合で、地震及び噴火、これらによる津波でのケガも含まれます。

	1 入院保険金 (180日限度)	2 手術保険金 (1事故あたり1回が限度)	3 通院保険金 (90日限度)	4 死亡保険金 後遺障害保険金
プランA プランB	入院1日につき 3,000円	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	通院1日につき 1,500円	死亡したとき 226万円 後遺障害が残ったとき 226万円～9.04万円 (後遺障害の程度に応じて)
プランC プランD	入院1日につき 2,000円	入院中の手術 2万円 入院中以外の手術 1万円	通院1日につき 1,000円	死亡したとき 10万円 後遺障害が残ったとき 10万円～0.4万円 (後遺障害の程度に応じて)

- ※(1)は、事故の日から180日以内に入院した場合に補償されます。
- ※(2)は、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合に補償されます。
- ※(3)は、事故の日から180日以内に通院した場合に補償されます。
- ※(4)は、事故の日から180日以内に死亡した場合、または身体に後遺障害が生じた場合に補償されます。
- ※死亡保険金の受取人は法定相続人となります。法定相続人がいない場合には、死亡保険金はお支払いできません。
- ※自傷行為などによるケガで急激性・偶然性・外来性のないものは対象外です。

2 他人への損害賠償責任 [対人・対物] の補償

個人賠償責任補償(本人のみ)

国内及び国外で、日常生活の中で偶然な事故により、他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

個人賠償責任保険金(対人・対物賠償)

1事故あたり支払限度額 **3億円**(自己負担額なし)

- ※てんかん性発作などにより、心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。
- ※被保険者が法律上の賠償責任を負う場合に限り、被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。
- ※個人賠償責任補償(本人のみ)は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じて保険金を支払います。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容によって変わります。
- ※同居のご親族に対する賠償責任は対象となりません。
- ※他人の物でも、預かったり借りたりしている物への賠償責任は対象となりません。
- ※自動車等の所有・使用・管理に起因する場合は対象となりません。(自動車保険の範囲)
- ※他人の財物(洋服やテレビなど)を損壊し、賠償する場合、使用に伴う消耗分を差し引いてお支払いします。

3 施設の財物に損害を与えた時の補償

施設等管理下財物復旧費用

日常生活の中で偶然な事故により被保険者本人が入所、または通所する施設等の物に損害を与えて、本人が施設等に支払う修理するための費用をお支払いします。

(注1)被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。

施設等管理下財物復旧費用

保険期間通算限度額 **50万円**(自己負担額なし)

施設等管理下財物復旧費用の事故例

驚いてパニックになり、近くにあった棒を手に取り施設の窓ガラスを割ってしまった



AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

4 弁護士等を利用した際の費用

弁護士費用等補償

保険期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払いします。また、保険期間中に被保険者が逮捕、拘留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。

1 「被害事故」に対応するための下記費用

- ・法律相談費用・・・1事故あたり**5万円限度**(1回1万円限度)
- ・損害賠償請求費用・・・1事故あたり**200万円限度**

「被害事故」とは下記①～⑤に該当するものをいいます。

- ①偶然な事故による身体の障害や財物の損壊
- ②消費者被害(10万円以上)
- ③財物の盗取・詐取・横領
- ④不当解雇
- ⑤虐待

2 弁護士接見費用(無罪・不起訴のみ)・・・1事故あたり**1万円限度**

※購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。

※故意または重大な過失によって生じた損害は対象外です。

※闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害は対象外です。

※被保険者が受けた診察などの医療行為によって生じた損害は対象外です。

※専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物及び被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物損壊は対象外です。

弁護士費用等の 事故例

不当解雇問題で
弁護士に相談し
損害賠償を請求
した。
(不当解雇)



健康食品販売業者に
本人がよく理解しな
いまま契約させられ
てしまった。
(消費者被害)



- この保険は普通傷害保険の約款により支払われます。
- この保険は一般社団法人日本自閉症協会が契約者となる団体契約です。
- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店(または引受保険会社)へお願いいたします。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」等)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ず一読ください。

特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 保険期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや個人賠償事故)にあわれた場合は、取扱代理店または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問合せ
- (4) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

〈取扱代理店〉株式会社ジェイアイシー <http://www.jicgroup.co.jp>

〒160-0023東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL.03-5321-3373 FAX.03-5321-4774

お問い合わせフリーダイヤル 0120-213-119

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

〈引受保険会社〉AIG損害保険株式会社 東京第二プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo/>

〒105-8602東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル15F

TEL.03-5401-3660

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

個人賠償責任補償(本人のみ)、 施設等管理下財物復旧費用について

1. 個人賠償責任補償(本人のみ)の保険金ご請求時に、 法律上の損害賠償責任の有無を確認させていただきます。

個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」について、以下①、②の確認を実施させていただきます。

- ①被保険者本人に責任能力があるかどうか
- ②(上記①で被保険者本人に責任能力がないと判断され損害賠償責任を負わない場合)法定の監督義務者に「法律上の損害賠償責任」が生じるかどうか

2. 個人賠償責任補償(本人のみ)の対象となる事故は、 「被保険者本人が発生させた事故」に限定します

- 個人賠償責任補償について保険金のお支払いの対象となる事故は被保険者本人が発生させた賠償事故に限ります。
- 本人が未成年者または責任無能力者である場合には、法定の監督義務者等が法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。
- 被保険者本人の親権者、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが発生させた事故は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

3. 「施設等管理下財物復旧費用」について

【「施設等管理下財物復旧費用」補償概要】

日常生活の中で、被保険者本人が施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、修理するために要する費用^(注)について、保険期間を通じて50万円を限度にお支払いします。

(注)施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、引受保険会社が認める額とします。

対象プラン	全てのプランで補償されます
保険金額	50万円(保険期間通算限度額)
自己負担額	0円



申し込みができる人

●被保険者は自閉スペクトラム症の方が対象となります。

一般社団法人日本自閉症協会の正会員（加盟団体）の構成個人正会員及び個人賛助会員の方

上記以外の方がご加入頂く場合は加入手続きと同時に一般社団法人日本自閉症協会の自助会員となって頂きます。

・自助会員とは本協会の目的に賛同し自閉スペクトラム症について関心を持ち理解を深めるために入会した会員

被保険者(補償の対象者)自閉スペクトラム症児者

●新規加入(4月1日加入)

締切日:2月10日(土日祝日の場合には前営業日)

掛金:口座振替

口座振替日:4月12日(土日祝日の場合には翌営業日)

保険開始日:4月1日(一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 入院保障は7月1日より保障開始となります)

●途中加入(5月1日~3月1日加入)

締切日:毎月20日(土日祝日の場合には前営業日)

掛金:指定口座へのお振込

振込期日:各月申込締切日まで

保険開始日:各月申込締切日の翌月1日

(一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 入院保障は加入から3か月経過後より保障開始となります)

●継続加入(4月1日更新)

継続のご案内送付:1月上旬より順次発送

※ご契約内容を変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入の上、署名して返信してください。

(1月末日必着)。ご契約内容の変更のない場合には返信不要です。

口座振替日:4月12日(土日祝日の場合には翌営業日)

掛金

年間掛金	日本自閉症協会の正会員(加盟団体)の個人会員の方		自助会員の方	
	プランA	プランC	プランB	プランD
内訳	21,210円	17,290円	23,210円	19,290円
	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円
	AIG損保 14,610円	AIG損保 10,690円	AIG損保 14,610円	AIG損保 10,690円
	年会費 500円	年会費 500円	年会費 2,500円	年会費 2,500円

※一家族でお子様2名以上加入されている場合には割引があります。申請が必要となりますので、保険事務局までお問合せください。

<中途加入の場合>

加入日	個人会員		自助会員		加入日	個人会員		自助会員	
	プランA	プランC	プランB	プランD		プランA	プランC	プランB	プランD
4月1日	21,210円	17,290円	23,210円	19,290円	10月1日	10,860円	8,900円	12,860円	10,900円
5月1日	19,490円	15,890円	21,490円	17,890円	11月1日	9,130円	7,500円	11,130円	9,500円
6月1日	17,760円	14,500円	19,760円	16,500円	12月1日	7,400円	6,100円	9,400円	8,100円
7月1日	16,030円	13,100円	18,030円	15,100円	1月1日	5,680円	4,700円	7,680円	6,700円
8月1日	14,300円	11,680円	16,300円	13,680円	2月1日	3,950円	3,290円	5,950円	5,290円
9月1日	12,570円	10,290円	14,570円	12,290円	3月1日	2,210円	1,900円	4,210円	3,900円

※上記にはASJ保険料・AIG損保保険料・年会費を含みます。

加入申し込みはASJ 保険事務局へ

●所定の保険契約書(預金口座振替依頼書)に記入・捺印の上、ASJ 保険事務局へ送付してください。

●施設等で一括加入のときはASJ 保険事務局までご連絡ください。

掛金振込み先

・郵便振替口座 00120-0-571033 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

〈お問い合わせ〉

一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月~金(祝日除く)10:00~16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email: asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>